

認定申請書	
申請年月日 令和6年 12月 24日	
経済産業大臣 殿	(ふりがな) あすたすくかぶしきがいしゃ 一般事業主の氏名又は名称 アスタスク株式会社
	(ふりがな) わたなべ こう (法人の場合) 代表者の氏名 渡邊 耕
住 所 〒812-0026	福岡市博多区上川端町12-28 安田第一ビル3F
法人番号 2290001022335	
情報処理の促進に関する法律第31条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第41条 (①第1号、②第2号) に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。	
記	
情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況	
(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方方向性の決定	
公表媒体（文書等）の名称	アスタスク株式会社HP「会社概要」ページ内
公表日	2024年 12月 20日
公表方法・公表場所・記載箇所・ページ	アスタスク株式会社HP「会社概要」ページ内 ・DX推進への取り組み https://astask.co.jp/company/
記載内容抜粋	■DXによって目指す経営ビジョン 当社に関わる全ての人達の幸せを追求するために、DXにより社会とクライアントの変化に応じた新しい価値を提供し地域社会に貢献する。 ■DXによって目指す経営方針 【サービス】時代の変化に合わせた新たな価値を創造しサービスを提供し続ける。 【クライアント】新たな価値を提供し続けることで永続的な関係づくりを目指す。 【社員】DXにより変革する自社や社会に対応し、新たな価値を創造できる人材を育成する。 【会社】チャレンジ精神を至高の精神とし、常にイノベーションを起こし、進化し続ける。 【社会】地域や業界において、新たな価値を創造・提供し、なくてはならない存在となる。

意思決定機関の決定に基づいていることの説明	当該ページへの記載内容は、取締役会にて決議された内容に基づき作成され、公表しております。
(2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定	
公表媒体（文書等）の名称	アスタスク株式会社HP「会社概要」ページ内
公表日	2024年 12月 20日
公表方法・公表場所・記載箇所・ページ	アスタスク株式会社HP「会社概要」ページ内 ・DX戦略について https://astask.co.jp/company/
記載内容抜粋	(1) 行政・自治体のデジタル化を進めるべく、当社で積み上げてきたノウハウ・事例を更にアップデートを行いながら、接点強化を測りDXの伴走支援を行います。 (2) デジタル技術を活用・支援するのは「人」であるため、従業員のスキルアップ、組織力の向上を定形化を意識しながら行います。評価制度も定量的に測るツールを活用し、能力値を数値化し組織開発に活かしていきます。また、そのノウハウをステークホルダーへ展開もしていきます。 (3) ペーパーレス・デジタル化・高効率化を中心としたあくなき業務改善により、一層クライアントへ寄り添った付加価値事業をしていきます。システム化による数値のデータ分析により業務改善を定量的に測る体制を作ります。 (4) Web・SNSを駆使したSP手法を追及し、ノウハウを貯め、クライアントの支援やセミナーを中心にステークホルダーを巻き込んでDXを推進します。Web活用は費用対効果・顧客のエンゲージメント向上の為、データ分析・レポート活用が必須となりますので、データに基づく確かな支援をクライアントへ提供します。 (5) DX・SP手法の成果をデータによる可視化をし、定量的に効果測定を行い、DXは企業経営・自治体において重要だと裏付ける根拠を当社の実績から発信できるような体制を作ります。また、数値分析を進めることで更なる戦略的な営業施策、クライアントへの支援施策にもつなげて、付加価値の創出をしていきます。
意思決定機関の決定に基づいていることの説明	当該ページへの記載内容は、取締役会にて決議された内容に基づき作成され、公表しております。
① 戦略を効果的に進めるための体制の提示	
戦略における記載箇所・ページ	アスタスク株式会社HP「会社概要」ページ内 ・DX戦略について - DX戦略の推進体制・組織 https://astask.co.jp/company/
記載内容抜粋	体制・組織 2021年5月1日付で、DXの推進を図るため代表取締役をDX推進最高責任者としたDX委員会を発足。委員会は以下の構成とし、DX推進状況の把握、DX化推進に関する指針の策定・見直し、DX化推進に関する情報の共有を実施しま

	す。 人材の育成・確保 世の中のデジタル化が急激に進み、デジタル化には必ず「人」が必要です。クライアントのDX化を促進するには伴走できるITリテラシー・DXスキルが必要となる為、全社を上げて社員のスキル向上へ動きます。DX関連の資格取得に対する手当、スキル向上・個人情報保護に対する自主的な勉強への支援、成長を可視化する為にスキルチェックシート等、モチベーションを維持しながら取り組める体制を整えます。 社内のDXに関する取組みを積極的に对外発信することによる、DXへ興味のある・今まで経験してきたようなDX人材が自然と集まるような採用戦略も進めていきます。
② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示	
戦略における記載箇所・ページ	アスタスク株式会社HP「会社概要」ページ内 ・DX戦略について - 戦略を推進するデジタル環境整備 https://astask.co.jp/company/
記載内容抜粋	各項目に関する実施事項・投資計画をDX推進計画として社内共有し、実施。最低年1回更新と見直しを実施し、継続的な推進を図る。 ・クライアント：デジタル化を促進するべくZOOMやchatwork、GMO電子署名ツール等を導入支援・日頃の接点づくり含め活用。 また、支援の成果をデジタル・クラウドツール活用による定量効果測定により実績・事例を分かりやすく報告・蓄積。 蓄積されたデータを更なるクライアントのエンゲージメント向上に活用。 ・従業員：ペーパーレスを進め、テレワーク等場所にとられない働き方を推進。ナレッジ蓄積・タレントマネジメントツールを活用し、個人のスキルアップも定量的に計測。 定期的なリテラシー（個人情報保護・IT・セキュリティ）向上のための研修の実施。 ・業務改善：kintone・Salesforceを中心にクライアント・案件・タスク・社内業務・ワークフロー等あらゆる業務をデジタル化し、入力・管理・可視化を効率化。キングオブタイム等勤怠に関する業務もデジタル化し、効率化の成果も定量的にデータ計測。 ・セキュリティ強化：4つの安全管理措置に基づき、組織的な人材教育やルール整備、Wi-Fi/電子帳簿保存法対応の強固なサーバー/UTM/拡散防止ハブ等。4つの安全管理措置の実施、情報セキュリティ規程・個人情報保護規定に沿っての運用。情報セキュリティ管理責任者を中心とする各責任者を置き、DX委員会と連携を取って運用。 ・発信・周知：WEB・SNS・WEB広告等積極的に活用し、社内事例や支援事例、セミナーなどを発信し「アスタスクはDX先進企業」と位置づける。
(3) 戦略の達成状況に係る指標の決定	

公表媒体（文書等）の名称	アスタスク株式会社HP「会社概要」ページ内
公表日	2024年 12月 20日
公表方法・公表場所・記載箇所・ページ	アスタスク株式会社HP「会社概要」ページ内 ・DX戦略について - DX推進の達成度を測る指標 https://astask.co.jp/company/
記載内容抜粋	下記を1年後の達成目標とします。 1. 昨年対比粗利125%UP 2. DX支援による新規顧客契約数 3. DX支援による成功事例創出数 4. 業務改善・社内システム強化による労働時間数・生産性 5. DX関連、情報管理関連の資格取得数

(4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信

発信日	2024年 12月 20日
発信方法	アスタスク株式会社HP「会社概要」ページ内 ・DX推進への取り組み https://astask.co.jp/company/
発信内容	Webや広告業界を中心にDXは急速に進んでいる一方、他業界、特に行政やクライアントなどデジタル化の遅れが顕著に現れています。その差が生産性ひいては付加価値に出ており、競争性にも大きく関係する現在、当社は「人」に焦点を当てながらステークホルダーを巻き込んだDXを推進していきます。付加価値創出を追及し、市場の変化に適応し続けることで、世の中に必要とされる会社であり続けます。

(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握

実施時期	2024年 11月頃 ～ 継続中
実施内容	「DX推進指標自己診断フォーマット」を活用した自己診断を行い、自社のDX成熟度における課題を把握しました。 自己診断結果は「DX推進指標 自己診断結果入力サイト」にアップロードしました。

(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施

実施時期	2023年 1月頃 ～ 継続中
実施内容	SECURITY ACTION制度に基づき、自己宣言を行い、「二つ星」宣言しております。 (手続き完了日：2023年1月13日)

(注) (1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。

- ① (1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）
- ② (4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）
- ③ (1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用方向性、(2)の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）
- ④ (5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類

備考．用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

情報処理の促進に関する法律施行規則第 41 条第 2 号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。

(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明

データ連携システムの目的、概要に関する説明	
データ連携システムの運用及び管理を開始した日	年 月 日
ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称	
開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明	
データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明	

(2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示

文書等の名称	
記載箇所・ページ	
実施内容	

(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施

文書等の名称	
記載箇所・ページ	
実施内容	

(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施

文書等の名称	
記載箇所・ページ	

実施内容	
(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表	
公表媒体（文書等）の名称	
準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明	
(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保	
経営の安定性の確保に関する説明	
経営資源の確保に関する説明	
(注) (1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。	

備考．用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第16（第40条関係）（第六面）

（記載要領）

1. 「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。
2. 「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。
3. 一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。
4. 申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。
5. 申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。